

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 9 月 13 日（火）第3246号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定（7件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定の解除（森づくり推進課取扱い） 4
- 保安林の指定の解除予定（森づくり推進課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 5
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 5
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 5
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 6
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（始良・伊佐地域振興局取扱い） 7  
（熊毛支庁取扱い） 7

## 公 告

- 平成28年度林業種苗生産事業者講習会開催公告（森林経営課取扱い） 7
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 8
- 落札者等の公告（会計課取扱い） 8

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 9

## 正 誤

- 鹿児島県公報第2544号の2（平成21年10月30日付け）の一部訂正（※）（水産振興課取扱い） 9
- 鹿児島県公報第3022号（平成26年7月4日付け）の一部訂正（選挙管理委員会取扱い） 9

## 告 示

## 鹿児島県告示第860号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年 9 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
大島郡龍郷町円字トンサク1220番1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第861号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年 9 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

大島郡龍郷町円字フベロ1243番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第862号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年 9 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

大島郡龍郷町戸口字倍又原2732番・2733番・2750番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第863号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年 9 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
薩摩川内市下甕町手打字泊り2018番，2020番，字小泊2025番，2028番
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については，主伐は，択伐による。  
字泊り2018番・2020番・字小泊2025番・2028番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第864号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年 9 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
大島郡龍郷町円字中尾筋341番，字ヨン916番，字大城925番4，925番6
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第865号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年 9 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
大島郡龍郷町円字大城935番1（次の図に示す部分に限る。），935番2，935番4，935番

- 5, 字小水1138番, 字コシマウ1154番
- 2 指定の目的  
干害の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は, 省略し, その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第866号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により, 次のとおり保安林として指定する。

平成28年9月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
大島郡龍郷町安木屋場字牧又2681番
  - 2 指定の目的  
干害の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第867号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により, 次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年9月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
南九州市知覧町郡字笠山谷13219番1（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- (「次の図」は, 省略し, その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第868号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により, 次のとおり保安林の指定

を解除する予定である。

平成28年9月13日

鹿児島県知事 三反園訓

1 解除予定保安林の所在場所

鹿児島市吉野町9617番1・9617番3・9617番5・9618番・9623番1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第869号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年9月13日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
田畑クリニック	指宿市十町2406番地1	医療法人微笑会	指宿市十町2406番地1	田畑傳次郎	平成28年9月10日	訪問看護
田畑クリニック	指宿市十町2406番地1	医療法人微笑会	指宿市十町2406番地1	田畑傳次郎	平成28年9月10日	訪問リハビリテーション
田畑クリニック	指宿市十町2406番地1	医療法人微笑会	指宿市十町2406番地1	田畑傳次郎	平成28年9月10日	居宅療養管理指導
田畑クリニック	指宿市十町2406番地1	医療法人微笑会	指宿市十町2406番地1	田畑傳次郎	平成28年9月10日	通所リハビリテーション

鹿児島県告示第870号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成28年9月13日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所茶の花	曾於郡大崎町持留1211番地	株式会社ハッピーサポート	曾於郡大崎町持留1167番地4	松波 明子	平成28年9月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第871号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年9月13日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
田畑クリニック	指宿市十町2406番地1	医療法人微笑会	指宿市十町2406番地1	田畑傳次郎	平成28年9月10日	介護予防訪問看護
田畑クリニック	指宿市十町2406番地1	医療法人微笑会	指宿市十町2406番地1	田畑傳次郎	平成28年9月10日	介護予防訪問リハビリテーション
田畑クリニック	指宿市十町2406番地1	医療法人微笑会	指宿市十町2406番地1	田畑傳次郎	平成28年9月10日	介護予防居宅療養管理指導
田畑クリニック	指宿市十町2406番地1	医療法人微笑会	指宿市十町2406番地1	田畑傳次郎	平成28年9月10日	介護予防通所リハビリテーション

**鹿児島県告示第872号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成28年 9 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指定年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
J Aそお鹿児島デイサービスゆずの郷	曾於市末吉町諏訪方北横尾8000番地1	そお鹿児島農業協同組合	曾於市大隅町岩川5591番地1	山野 徹	平成28年8月30日	介護予防通所介護

**鹿児島県告示第873号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年9月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 9 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字篠川字大木田863番1地先内	前	39.6~130.3	83.8
			後	23.8~120.9	83.8

**始良・伊佐地域振興局告示第23号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成28年 9 月 13 日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サン・ヴィレッツ ジ始良	始良市平松字新 開1180番3	社会福祉法人美 野里会	始良市平松字新 開1180番3	山之内一秀	平成28年 8月1日	就労移行 支援

## 始良・伊佐地域振興局告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年9月13日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
星塚温泉ワーク センター	霧島市横川町下 ノ241番地5	社会福祉法人桃 蹊会	霧島市牧園町高 千穂3617番地	古江 増藏	平成28年 7月1日	就労継続 支援B型
にじの橋ここ	霧島市国分福島 二丁目33番7号	特定非営利活動 法人にじの橋	霧島市国分中央 五丁目13番74号 7	橋 正貴	平成28年 8月1日	短期入所 ・共同生 活援助

## 熊毛支庁告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年9月13日

熊毛支庁長 寺園直喜

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
グループホーム 一歩	西之表市西之表 9952番地1	医療法人純青会	西之表市住吉 3363番地2	田上 容正	平成28年 8月1日	共同生活 援助

## 公 告

## 平成28年度林業種苗生産事業者講習会開催公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、平成28年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成28年9月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 開催日時  
平成28年11月9日（水）午前10時から午後5時まで
- 開催場所  
鹿児島県庁（行政庁舎13階）会議室13-環-1（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- 講習事項及び講習時間

講 習 事 項	講 習 時 間
種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間

- 受講資格  
制限はない。

- 5 講習手数料  
14,000円
- 6 受講手続
  - (1) 提出書類等
    - ア 受講申込書
    - イ 写真（受講申込み前6月以内に撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）
    - ウ 講習手数料（14,000円分の鹿児島県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）  
なお、提出書類等を受理した後は、講習手数料は返還しない。
  - (2) 提出書類等の提出先  
各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課（県外に居住する者にあつては、鹿児島県環境林務部森林経営課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））
- 7 提出書類等の受付期間  
平成28年9月14日（水）から同年10月14日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお、郵送の場合は、平成28年10月14日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受講申込書の用紙の交付  
受講申込書の用紙は、鹿児島県環境林務部森林経営課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課において交付する。  
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 その他  
講習会に関する照会は、鹿児島県環境林務部森林経営課（電話099-286-2111内線3360）、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課に対して行うこと。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南九州市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年9月13日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成28年9月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス川辺店  
南九州市川辺町田部田字井料前6559番 外15筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成28年3月22日
- 3 意見の概要  
当該店舗については、これまで営業してきており、特に環境的な問題は生じていない。  
また、今回の代表者変更及び代表者住所変更について支障はないと思われま

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年9月13日

鹿児島県警察本部長 河野真

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量



- 汎用電子計算機の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県警察本部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
  - 3 落札者を決定した日  
平成28年7月21日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
  - 5 落札金額  
730,969,920円
  - 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成28年6月7日

### 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第97号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年9月13日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRエヴァンゲリヲン11S	株式会社三共	6P0970
ぱちんこ遊技機	CRルパン三世9H1BY1	株式会社平和	6P0885
ぱちんこ遊技機	CR火曜サスペンス劇場2LKI	タイヨーエレクトリック株式会社	6P0814
ぱちんこ遊技機	CRハチワンダイバーEXJD	タイヨーエレクトリック株式会社	6P0916
ぱちんこ遊技機	CR天下一閃AC-V4500	株式会社大一商会	6P0918
ぱちんこ遊技機	ちょいパチ ソルジャー39	マルホン工業株式会社	6P0907
回胴式遊技機	風のあすから/NC	ネット株式会社	6S0815
回胴式遊技機	パチスロおそ松さんD	株式会社ディ・ライト	6S0691
回胴式遊技機	TVアニメーション弱虫ペダル/Y1	株式会社オリンピア	6S0856

### 正 誤

平成21年10月30日付け鹿児島県公報第2544号の2中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	上から8行目	1,300万円」を「2,500万円	1,300万円（」を「2,500万円（

平成26年7月4日付け鹿児島県公報第3022号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
13	下から15行目	政博	正博